

(18) あさご・ささゆりホール

改正前								改正後																							
あさご・ささゆりホール																															
施設 の 名 称	使用時間及び基本使用料							施設名 称等	午前 (9時 ～12 時)	午後 (13時 ～17 時)	夜間 (18時 ～22 時)	午前・ 午後 (9時 ～17 時)	午後・ 夜間 (13時 ～22 時)	1日 (9時 ～22 時)	延長利用 をした場 合の1時 間当たり の使用料																
	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後10時	午前9 時～午 後5時	午後1 時～午 後10時	午前9 時～午 後10時	全日		使用時間 を延長 した場合 の1時間 当たりの 使用料	9,000円	12,000円	12,000円	21,000円	24,000円		33,000円	3,000円														
ホール	6,000円	8,000円	8,000円	14,000円	16,000円	22,000円	2,000円	13,500円	18,000円	18,000円	31,500円	36,000円	49,500円	4,500円																	
ホワイエ	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円	1,000円																								
楽屋	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	100円	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円	150円																	
付記								備考																							
<p>1 曜日等による使用料 使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料とする。</p> <p>2 使用料の加算 (1) ホール及びリハーサル室の利用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、<u>基本使用料</u>に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が使用する場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料等</th> <th>加算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>入場料の額が、1,500円以上の場合</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの利用者が、入場料を徴収する場合は、<u>基本使用料</u>に50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、<u>基本使用料</u>に100%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(3) 冷暖房を使用するときは、<u>基本使用料</u>に30%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 使用料の減額 ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に使用する場合は、<u>基本使用料</u>に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に使用する場合を除く。</p> <p>4 延長使用の定義及び使用料 (1) <u>延長使用</u>とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午後10時以後に延長して使用することをいう。</p>								入場料等	加算率	入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合	20%	入場料の額が、1,500円以上の場合	50%	入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合	100%	<p>1 曜日等による使用料 使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料とする。</p> <p>2 使用料の加算 (1) ホール及びリハーサル室の利用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、<u>使用料</u>に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が利用する場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料等</th> <th>加算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>入場料の額が、1,500円以上の場合</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの利用者が、入場料を徴収する場合は、<u>使用料</u>に50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、<u>使用料</u>に100%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(3) 冷暖房設備を使用するときは、<u>使用料</u>に30%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 使用料の減額 ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に利用する場合は、<u>使用料</u>に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に利用する場合を除く。</p> <p>4 <u>延長利用</u>の定義及び使用料 (1) 「<u>延長利用</u>」とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午後10時以後に延長して利用することをい</p>								入場料等	加算率	入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合	20%	入場料の額が、1,500円以上の場合	50%	入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合	100%
入場料等	加算率																														
入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合	20%																														
入場料の額が、1,500円以上の場合	50%																														
入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合	100%																														
入場料等	加算率																														
入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合	20%																														
入場料の額が、1,500円以上の場合	50%																														
入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合	100%																														

<p>(2) <u>延長使用時</u>の使用料は、表中「使用時間を延長した場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長使用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て<u>延長使用</u>とはみなさない。</p>	<p>う。 (2) <u>延長利用時</u>の使用料は、表中「利用時間を延長した場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長利用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て、<u>延長利用</u>とはみなさない。</p>
--	--

お問い合わせ先：芸術文化課 079-672-6114